

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次 条 例

○退職手当平準化基金条例	第1号	(人事課)	4
○愛知県手数料条例の一部を改正する条例	第2号	(財政課)	4
○愛知県県税条例の一部を改正する条例	第3号	(税務課)	25
○愛知県職員定数条例の一部を改正する条例	第4号	(人事課)	25
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	第5号	(同)	25
○知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	第6号	(同)	27
○愛知県文化財保護条例の一部を改正する条例	第7号	(文化芸術課)	27
○愛知県環境影響評価条例の一部を改正する条例	第8号	(環境活動推進課)	35
○愛知県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例	第9号	(地球温暖化対策課)	35
○愛知県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例	第10号	(福祉総務課)	36
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	第11号	(地域福祉課)	36
○愛知県医療療育センター条例の一部を改正する条例	第12号	(障害福祉課)	37
○幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	第13号	(子育て支援課)	37
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	第14号	(同)	38
○愛知県看護修学資金貸与条例の一部を改正する条例	第15号	(医務課)	39
○旅館業法施行条例の一部を改正する条例	第16号	(生活衛生課)	39
○愛知県ふぐ取扱い規制条例の一部を改正する条例	第17号	(同)	39
○愛知県国際展示場条例の一部を改正する条例	第18号	(国際観光コンベンション課)	40
○愛知県港湾管理条例及び愛知県入港料条例の一部を改正する条例	第19号	(港湾課)	41
○愛知県県営住宅条例の一部を改正する条例	第20号	(公営住宅課)	42
○愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例	第21号	(競技・施設課)	42
○愛知県立学校条例の一部を改正する条例	第22号	(高等学校教育課)	43

本号で公布された条例のあらまし

◇退職手当平準化基金条例(条例第1号)

- 1 職員の定年の段階的な引上げに伴う退職手当の各年度間における財源調整に資するため、退職手当平準化基金を設けることとした。
- 2 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすることとした。

- 3 その他基金の管理及び処分に関し必要な事項を定めることとした。
- 4 この条例は、令和5年4月1日から施行することとし、令和15年3月31日限り、その効力を失うこととした。

◇愛知県手数料条例の一部を改正する条例（条例第2号）

- 1 新たに特定自動運行許可申請手数料始め5手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。
- 2 一般職業適性心理検査手数料始め4手数料の額を改定することとした。
- 3 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、3の一部については、公布の日から施行することとした。

◇愛知県県税条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、初回新規登録年度及びその翌年度から5年度分の自動車税の種別割を免除する特例措置の適用期間を2年間延長することとした。
- 2 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 知事の事務部局の職員等の定数を変更することとした。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 交通事件に係る道路における捜査又は取締りの業務に従事した場合の支給額を引き上げるため、当該業務等に係る警察業務手当の限度額を引き上げることとした。
- 2 特別捜査本部において犯罪の捜査に従事した場合の警察業務手当の支給を廃止することとした。
- 3 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◇知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 知事等の給与の一部を減額する特例措置の適用期間を令和6年3月31日まで延長することとした。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◇愛知県文化財保護条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 既に国、県若しくは市町村の指定を受けている文化財又は国の登録を受けている文化財以外の文化財で県の区域内に存するもののうち、文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを県の登録文化財とすることができることとした。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◇愛知県環境影響評価条例の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、事業者が市町村の認定を受けた地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画に従って行う施設の整備（県の基準に基づき市町村が定めた促進区域内において行うものに限る。）については、計画段階環境配慮書の作成等の手続を要しないこととした。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◇愛知県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◇愛知県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 個人番号を利用することができる事務に生活保護法による保護等に準じて外国人に対して行う事務を追加することとした。
- 2 1の事務を処理するために必要な限度で、生活保護法に準ずる保護を受ける外国人に関する特定個人情報を利用することができることとした。

3 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◇愛知県医療療育センター条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◇幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例（条例第13号）

- 1 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の管理運営等に関する認定の要件として、次のとおり追加することとした。
 - (1) 子どもの通園、園外学習等のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に、点呼等の方法により子どもの所在を確認すること。
 - (2) 通園用の自動車には、ブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備えること。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◇児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第14号）

- 1 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部改正に伴い、保育所において保健師又は看護師を保育士とみなすことができる特例について、乳児の人数要件を撤廃することとした。
- 2 その他必要な規定の整理を行うこととした。
- 3 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

◇愛知県看護修学資金貸与条例の一部を改正する条例（条例第15号）

- 1 児童福祉法及び地域保健法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◇旅館業法施行条例の一部を改正する条例（条例第16号）

- 1 博物館法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◇愛知県ふぐ取扱い規制条例の一部を改正する条例（条例第17号）

- 1 ふぐ処理師の免許の要件に、高等学校の入学資格を有する者であることを加えることとした。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◇愛知県国際展示場条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 愛知県国際展示場のうち公共施設等運営権が設定されていない施設について、指定管理者に、維持管理及び運営の業務を行わせ、並びに利用料金を収受させることができることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県港湾管理条例及び愛知県入港料条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 新たに三河港を起点、寄港地又は終点のいずれかとするコンテナ貨物の定期航路事業を営む者に対する豊橋コンテナターミナル内の岸壁の使用料及び三河港の入港料の免除に関する特例について、免除する期間を1年間に延長した上で、適用期間を令和8年3月31日まで延長することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 豊田市及び東栄町に事業主体を変更するため、夏焼住宅（豊田市）及び下田住宅（北設楽郡東栄町）を廃止することとした。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◇愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 愛知県口論義運動公園の庭球施設使用料の区分を変更することとした。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◇愛知県立学校条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 愛知県立旭丘高等学校及び愛知県立瑞陵高等学校の定時制課程を廃止することとした。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

条 例

退職手当平準化基金条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第一号

退職手当平準化基金条例

(設置)

第一条 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年愛知県条例第二号)第一条に規定する職員の定年の段階的な引上げに伴う退職手当の各年度間における財源調整に資するため、退職手当平準化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(基金への繰入れ)

第三条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、全て基金に繰り入れなければならない。

(運用)

第四条 基金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実な方法により運用しなければならない。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、職員の定年等に関する条例第一条に規定する職員の退職手当の支給のための財源に充てるときに限り、処分することができる。

附 則

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この条例は、令和十五年三月三十一日限り、その効力を失う。

愛知県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第二号

愛知県手数料条例の一部を改正する条例

愛知県手数料条例（平成十二年愛知県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第五介護支援専門員証交付等事務の項中「一、八〇〇」を「一、四〇〇」に改める。

別表第八職業適性検査事務の項中「三四〇」を「四一〇」に、「五一〇」を「五二〇」に改める。

別表第十家畜衛生事務の項中

豚熱予防液交付手数料		一頭につき	六〇	を
------------	--	-------	----	---

豚熱予防液交付手数料	家畜防疫員による診察を要する場合	一頭につき	七〇	に改める。
	その他の場合	一頭につき	六〇	

別表第十四建築確認等事務の項中

可面積建築物の申請手数料		一件につき	一六〇、〇〇〇	を
建築物の申請手数料		一件につき	三三、〇〇〇	
建築物の申請手数料		一件につき	三三、〇〇〇	

定面積建築物の申請手数料		一件につき	一七、〇〇〇	に
可面積建築物の申請手数料		一件につき	一六〇、〇〇〇	
建築物の申請手数料		一件につき	一六〇、〇〇〇	
建築物の申請手数料		一件につき	一六〇、〇〇〇	

建築物の申請手数料		一件につき	一六〇、〇〇〇	を
-----------	--	-------	---------	---

建築の特例許可申請手数料	高さ	一件につき	一六〇、〇〇〇	に、
建築の特例許可申請手数料	高さ	一件につき	一六〇、〇〇〇	
特例用途地区内における建築物の高さに係る特例許可申請手数料	高さ	一件につき	一六〇、〇〇〇	を
特例用途地区内における建築物の高さに係る特例許可申請手数料	高さ	一件につき	一六〇、〇〇〇	に、「一
高度地区における建築物の特例許可申請手数料	高さ	一件につき	一六〇、〇〇〇	

団地内に建築される一又は二以上の建築物の特例認定申請手数料」を「一団地内において建築等をする一又は二以上の建築物の特例認定申請手数料」に、「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に、「広い空地を有する一団地内に建築される一又は二以上の建築物の特例許可申請手数料」を「広い空地を有する一団地内において建築等をする一又は二以上の建築物の特例許可申請手数料」に、「一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請手数料」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に、「一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る公告認定対象区域又は公告許可対象区域内における一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の特例許可申請手数料」を「一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る公告認定対象区域又は公告許可対象区域内における一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等の特例許可申請手数料」に、「一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同表低炭素建築物新築等計画認定事務の項中

一戸建て住宅		一件につき	三七、一〇〇
も係分宅の築合は体物建 のるに部住物建複又全築		一件につき	三七、一〇〇
が棟の戸の数		一件につき	三七、一〇〇
一棟の戸の数		一件につき	三七、一〇〇
五以上の総戸		一件につき	七四、九〇〇
十以上の総戸		一件につき	一〇五、四〇〇
二十以上の総戸		一件につき	一四八、三〇〇
五十以上の総戸		一件につき	二二三、〇〇〇
百以上の総戸		一件につき	三〇五、二〇〇
二百以上の総戸		一件につき	四一三、五〇〇
三百以上の総戸		一件につき	五四二、一〇〇
四百以上の総戸		一件につき	六三六、五〇〇
費消 ギルネエ物築建が部全の分部宅住非	のル平合の非 以方計床住 内メが面宅 の 三積部 も 百の分	一件につき	九五、〇〇〇
の非 床住 面積 の分			

等宅住同共

住非の物築建合複

号一第条十第〇ういとー令省準基法ネエ省物築建ーていおに表のこ下以。号一第令省通交土国、省業産済経年八十二成平へ令省るめ定を等準基能性	合の非計床住が面宅一積部万の分	もト万ル平合の非のル平を方計床住以方超メが面宅内メえ一五積部のの一分	もト千ル平合の非のル平を方計床住以方超メが面宅内メえ一五積部のの一分	のル平を方計床住以方超メが面宅内メえ一五積部のの一分	のル平を方計床住以方超メが面宅内メえ一五積部のの一分
	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	
	三三六、八〇〇	二五七、九〇〇	一五九、三〇〇	一一一、〇〇〇	

を

のもる係に分都宅		のもるあでのもる係に準基るめ定に(2)口び及(2)イ	
のもの他のそ			
ト万ル平合の非 ル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ一五横部 のト一十千の分	一件につき	四〇六、三〇〇	
もト千ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ一五横部 のト一十千の分	一件につき	五七三、四〇〇	
のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ一十千の分	一件につき	四〇一、八〇〇	
のル平合の非 以方計床住 内メが面宅 のト三横部 もト百の分	一件につき	三二一、二〇〇	
のル平合の非 以方計床住 内メが面宅 のト三横部 もト百の分	一件につき	二四八、四〇〇	
超メ五合の非 え一十計床住 るも平が面宅 のル二横部 のを方万の分	一件につき	四七四、八〇〇	
内メ万ル平 のト一五を方 もト十超メ のル平え一 以方二ト	一件につき	四〇四、七〇〇	

のもる係に分部宅住の物築建合複は又体全物築建		のもるあでのもる係に準基るめ定に(2)口	
のもる他のそ			
非住宅部分	以数一 上が棟 の三の も百総 の一戸	一件につき	六三六、五〇〇
	下以数一 の上が棟 の三二の も百総 以一戸	一件につき	五四二、一〇〇
	の上二が棟 の百の一 以下以戸	一件につき	四二三、五〇〇
	の以数一 も上が棟 の百五の 以下十総 下一戸	一件につき	三〇五、二〇〇
	下以数一 の上が棟 の五二の も十総 以一戸	一件につき	一一三、〇〇〇
	下上数一 の二が棟 の十の も五総 以一戸	一件につき	一四八、三〇〇
	の十数一 以が棟 下六の の以総 も上戸	一件につき	一〇五、四〇〇
	の五数一 以が棟 下二の の以総 も上戸	一件につき	七四、九〇〇
	が一棟 のの も戸の の数	一件につき	三七、一〇〇
	以数一 上が棟 の三の も百総 の一戸	一件につき	三五六、五〇〇
	下以数一 の上が棟 の三二の も百総 以一戸	一件につき	三二三、四〇〇
	の上二が棟 の百の一 以下以戸	一件につき	一四一、六〇〇
	の以数一 も上が棟 の百五の 以下十総 下一戸	一件につき	一七〇、三〇〇

等宅住同共

係に分部宅住非の物築建合複

のもるあでのもる係に準基るめ定に(2)ロび及(2)イ号一第条十第令省準基法ネエ省物築建が部全の分部宅住非	
平方の非 方計床住 メが面宅 一三積部 ト百の分	のル平方の非 以方を方計床住 内メ超え一三積部 のト百の分
内メ万ル平方の非 の1千五を方計床住 もト千超え一積部 のル平方の非 以方を方計床住 内メ超え一五積部 のト千の分	のル平方の非 以方を方計床住 内メ超え一積部 のト千の分
超メ五合の非 え1千計床住 るもト平積部 のを方万の分	のル平方の非 以方を方計床住 内メ超え一積部 のト千の分
もト万ル平方の非 のル平方を方計床住 以方超え一五積部 のト千の分	のル平方の非 以方を方計床住 内メ超え一積部 のト千の分
一件につき	一件につき
二四八、四〇〇	九五、〇〇〇
一件につき	一件につき
四七四、八〇〇	一一一、〇〇〇
一件につき	一件につき
四〇四、七〇〇	一五九、三〇〇
一件につき	一件につき
三三六、八〇〇	一五七、九〇〇
一件につき	一件につき
二五七、九〇〇	一一一、〇〇〇
一件につき	一件につき
二五九、三〇〇	九五、〇〇〇

に、

の他のそ		
超え五合の非 メ一千計床住 一が面宅 ト平二積部 を方万の分	一件につき	九五二、四〇〇
内メ万ル平合の非 の五を方計床住 ト千メが面宅 の平一積部 以方二ト万の分	一件につき	八三四、九〇〇
もト万ル平合の非 の平を方計床住 以方超メが面宅 内メ一五積部 のト一ト千の分	一件につき	七〇六、三〇〇
もト千ル平合の非 の平を方計床住 以方超メが面宅 内メ一五積部 のト五ト千の分	一件につき	五七三、四〇〇
のル平を方合の非 以方超メ計床住 内メ一が面宅 のト二ト千平部 もト千ル平の分	一件につき	四〇一、八〇〇
のル平ル平合の非 以方を方計床住 内メ超メが面宅 のト一三積部 もト千ト百の分	一件につき	三二一、一〇〇
のル以内のも		
の他のそ		
一戸建て住宅	一件につき	一九、二〇〇

を

以上が棟の も三百総 の一戸	一件につき	三三六、九〇〇
下以数一 の上が棟 のも三二 の百百総 以一戸	一件につき	二八八、五〇〇
の上数一 の二が棟 の百百の 以一総 下以戸	一件につき	一一一〇、六〇〇

消費性能向上計画認定事務の項中

一戸建て住宅		一件につき	三七、一〇〇
も係分宅の築合は体物建 のるに部住物建複又全築	が棟の の戸の の数	一件につき	三七、一〇〇
	の五数一 以が棟 下二の の以総 も上戸	一件につき	七四、九〇〇
	の十数一 以が棟 下六の の以総 も上戸	一件につき	一〇五、四〇〇
	下上数一 の二が棟 のも十 の五一 以一総 以戸	一件につき	一四八、三〇〇
	下以数一 の上が棟 のも五 の二十 以一総 以六戸	一件につき	一一三、〇〇〇
	の以数一 の上が棟 のも五 の百五 以一総 下一戸	一件につき	三〇五、二〇〇
	の上数一 の二が棟 の百百の 以一総 下以戸	一件につき	四一三、五〇〇
	下以数一 の上が棟 のも三 の百百 以一総 以一戸	一件につき	五四二、一〇〇
	以数一 の上が棟 のも三 の百百 の一総 の一戸	一件につき	六三六、五〇〇

のともる係に		のとも他のそ		
戸	口第基建 (2)二準築 に号省物 定イ令省 め(2)第工 る及十ネ の基び条法	超え五合の非 る千計床住 も平が面宅 のを積部 の方分	一件につき	九五二、四〇〇
		内メ万ル平合の非 の五を方計床住 も千超メが面宅 の平え一積部 以方二一十の分	一件につき	八三四、九〇〇
		もト万ル平合の非 の平を方計床住 内超メが面宅 のえ一積部 の十部	一件につき	七〇六、三〇〇
		もト千ル平合の非 の平を方計床住 内超メが面宅 のえ一積部 の五部	一件につき	五七三、四〇〇
		のル平合の非 以方を計床住 内超メが面宅 のえ一積部 の十部	一件につき	四〇一、八〇〇
		のル平合の非 以方を計床住 内超メが面宅 のえ一積部 の十部	一件につき	三一一、一〇〇
		のル平合 以方計 内メが の十 もト百	一件につき	一四八、四〇〇
戸	口第基建 (2)二準築 に号省物 定イ令省 め(2)第工 る及十ネ の基び条法	一件につき	一九、一〇〇	

のもる係に分部宅住非の物築建合複		のもるあでのもる係に準基るめ定に(2)口及び(2)もの	
のも他のそ	もト千ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ一二千積部 の1五ト千の分	一件につき	五七三、四〇〇
	のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ一二千積部 の1二ト千平の分	一件につき	四〇一、八〇〇
	のル平合の非 以方計床住 内メが面宅 の1三積部 もト百の分	一件につき	三二一、二〇〇
	のル平合の非 以方計床住 内メが面宅 の1三積部 もト百の分	一件につき	二四八、四〇〇
	超メ五千の非 え一ト平計床住 るもルが面宅 のを方二千積部 の分	一件につき	四七四、八〇〇
	内メ万ル平合の非 の1五を方計床住 もト千超メが面宅 のル平え一積部 以方二ト万の分	一件につき	四〇四、七〇〇
	もト万ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ一五千積部 の1一ト千の分	一件につき	三三六、八〇〇

も係分宅の築合は戸び のるに部建物建複又住	下以数 の上が のも五二 のの十 以六	一件につき	一一一、四〇〇
	の以数一 の上が棟 のの百五 の以十総 下一戸	一件につき	一六一、三〇〇
	の上数一 の二が棟 のの百 の以一総 下一戸	一件につき	一三二〇、六〇〇
	下以数一 の上が棟 のの三二 のの百 の以一総 下一戸	一件につき	一八八、五〇〇
	以数一 の上が棟 のの三 のの百 の以一総 下一戸	一件につき	三三六、九〇〇

を

及体全物築建、体全物築建 でのもる係に準基るめ定に(2)ロび及(2)イ号二第条十第令省準基法ネ工省物築建が戸住全	が一 の一棟 のの の戸 の数の	一件につき	一〇、一〇〇
	の五数一 の以が棟 のの二 の以総 も上戸	一件につき	一九、〇〇〇
	の十数一 の以が棟 のの六 の以総 も上戸	一件につき	二七、七〇〇
	下上数一 の二が棟 のの十 のの五 の以一総 以以戸	一件につき	四〇、一〇〇
	下以数一 の上が棟 のの五二 のの十 の以一総 以六戸	一件につき	六一、三〇〇
	の以数一 の上が棟 のの五 のの百 の以十総 下一戸	一件につき	九三、九〇〇
	の上数一 の二が棟 のの百 の以一総 下一戸	一件につき	一三五、一〇〇
	下以数一 の上が棟 のの三二 のの百 の以一総 下一戸	一件につき	一七四、一〇〇

のもる係に分部宅住の物業建合複は又戸住び		のもるあ	以上が棟の三の百総の一戸	一件につき	一九七、〇〇〇
		が棟の戸の数	一件につき	一九、二〇〇	
のもる他のそ		の五数以上が棟の二の総も上戸	一件につき	三八、五〇〇	
		の十数以上が棟の六の総も上戸	一件につき	五四、五〇〇	
のもる他のそ		下上数以上が棟の二十の五総一以戸	一件につき	七七、一〇〇	
		下以上が棟の五の十総一以戸	一件につき	一一一、四〇〇	
のもる他のそ		の以上が棟の百の十総一以戸	一件につき	一六一、三〇〇	
		の上数以上が棟の百の十総一以戸	一件につき	一三〇、六〇〇	
のもる他のそ		下以上が棟の三百の十総一以戸	一件につき	一八八、五〇〇	
		以上が棟の三百の十総一以戸	一件につき	三三六、九〇〇	

に改め、同表建築物エネルギー

消費性能基準適合認定事務の項中「第一条第一項第二号イ(2)(i)」を「第一条第一項第二号イ(2)」に、「第一条第一項第二号イ(2)(ii)」を「第一条第一項第二号イ(2)」に改める。

別表第十六自動車保管場所証明等事務の項の次に次の一項を加える。

行特定自動車運	料許可申請手数料	一件につき	七九、二〇〇
	料計画変更許可申請手数料	一件につき	七八、五〇〇

附 則

令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十二年愛知県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「いう」の下に「。第二十条第三項において同じ」を加える。

第二十条第一項第一号中「次号」を「第三号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「交通取締り」を「交通の取締り」に改め、「業務」の下に「（次号に掲げる場合における取締りの業務を除く。）」を加え、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 警察本部交通部に所属する職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）その他人事委員会規則で定める職員が、交通事件に係る道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。）における捜査又は取締りの業務（人事委員会規則で定める業務に限る。）に従事したとき。

第二十条第一項第四号中「及び」を「又は」に改め、「業務」の下に「（前号に掲げる場合における取締りの業務を除く。）」を加え、同項第七号中「第三号」を「第二号」に改め、同条第二項第一号中「及び第三号」を削り、「四百六十円」を「八百四十円」に改め、同項第二号中「前項第二号及び第八号」を「前項第八号」に改め、同条第四項第一号中「銃器」の下に「又は銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十二年法律第六号）第三条第一項に規定するクロスボウ（以下「銃器等」という。）」を加え、「千百九十円」を「千八十円」に改め、同項第二号中「銃器」を「銃器等」に、「六百五十円」を「五百四十円」に改め、同項第三号中「六百五十円」を「五百四十円」に改め、同項第四号中「銃器」を「銃器等」に、「三百七十円」を「二百六十円」に改め、同項第五号中「銃器」を「銃器等」に、「三百七十円」を「二百六十円」に改め、同項第六号中「三百七十円」を「二百六十円」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第二号、第四号又は第五号」を「又は第三号から第五号まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第三号に規定する業務が夜間に行われた場合にあつては前項第一号の規定により定められる額に百分の五十を乗じて得た額を同号の規定により定められる額に加算して、第二項第十一号に規定する業務が人事委員会規則で定める特に困難で心身に著しい負担を与える業務である場合にあつては前項第二号の規定により定められる額に百分の五十を乗じて得た額を同号の規定により定められる額に加算して支給する。

第二十五条中「第二十条第三項及び第四項」を「第二十条第四項及び第五項」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第六号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成二十八年愛知県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

愛知県文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第七号

愛知県文化財保護条例の一部を改正する条例

愛知県文化財保護条例（昭和三十年愛知県条例第六号）の一部を次のように改正する。

「第二章 県指定有形文化財（第四条―第十七条）
 第三章 県指定無形文化財（第十八条―第二十三条の五）
 第四章 県指定民俗文化財（第二十四条―第二十八条の六）
 第五章 県指定史跡名勝天然記念物（第二十九条―第三十四条）」

「第三章 有形文化財

第一節 県指定有形文化財（第四条―第十七条）

第二節 県登録有形文化財（第十七条の二―第十七条の十一）

第三章 無形文化財

第一節 県指定無形文化財（第十八条―第二十三条の五）

第二節 県登録無形文化財（第二十三条の六―第二十三条の十一）

第四章 民俗文化財

第一節 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財（第二十四条―第二十八条の五）

第二節 県登録有形民俗文化財及び県登録無形民俗文化財（第二十八条の六―第二十八条の十一）

第三節 県指定無形民俗文化財及び県登録無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財（第二十八条の十二）

第五章 史跡名勝天然記念物

第一節 県指定史跡名勝天然記念物（第二十九条―第三十三条の七）

第二節 県登録記念物（第三十三条の八・第三十四条）

に改める。

第一条中「第百八十二条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「のうち重要なもの」を削る。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 有形文化財

第二章中第四条の前に次の節名を付する。

第一節 県指定有形文化財

第六条第二項中「この章」を「この節」に、「を選任する」を「に選任する」に改める。

第十四条第三項中「前項の規定による公開の」を「県指定有形文化財の所有者がその所有に係る県指定有形文化財を公開する」に、「費用に」を「経費に」に改める。

第二章に次の一節を加える。

第二節 県登録有形文化財

（登録）

第十七条の二 知事は、県指定有形文化財以外の有形文化財（法第五十七条第一項の規定による登録又は法第百八十二条第二項に基づく市町村の条例の規定による指定を受けているものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを愛知県登録有形文化財（以下「県登録有形文化財」という。）として登録することができる。

2 知事は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、登録しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。

3 第一項の規定による登録は、その旨を県公報で告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知して行う。

4 第一項の規定による登録は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

5 知事は、第一項の規定による登録をしたときは、当該県登録有形文化財の所有者に登録証を交付しなければならない。

（抹消）

第十七条の三 知事は、県登録有形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の理由があるときは、その登録を抹消することができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による登録の抹消について準用する。

3 県登録有形文化財について、法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、法第五十七条第一項の規定による登録若しくは法第百八十二条第二項に基づく市町村の条例の規定による指定があつたとき又は知事が第四条第一項の規定により県指定有形文化財に指定したとき

は、当該県登録有形文化財の登録は、抹消されたものとする。

4 前項の場合には、知事は、その旨を県公報で告示するとともに、当該県登録有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第二項において準用する前条第三項の規定による県登録有形文化財の登録の抹消の通知を受けたとき又は前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに県登録有形文化財の登録証を知事に返付しなければならない。

(管理)

第十七条の四 県登録有形文化財の所有者は、この条例及びこれに基づく規則に従い、県登録有形文化財を管理しなければならない。

2 県登録有形文化財の所有者は、当該県登録有形文化財の適切な管理のため必要があるときは、法第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該県登録有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 第六条第三項及び第七条の規定は、県登録有形文化財の管理について準用する。

4 第一項の規定は、県登録有形文化財の管理責任者について準用する。

(滅失、毀損等)

第十七条の五 県登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(所在の変更)

第十七条の六 県登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

(現状変更の届出等)

第十七条の七 県登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。ただし、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 知事は、県登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、第一項の届出に係る県登録有形文化財の現状変更に関し必要な指導又は助言をすることができる。

(管理又は修理に関する技術的指導)

第十七条の八 県登録有形文化財の所有者又は管理責任者は、知事に県登録有形文化財の管理又は修理に関し技術的な指導を求めることができる。

(公開)

第十七条の九 知事は、県登録有形文化財の活用上必要があると認めるときは、県登録有形文化財の所有者に対し、県登録有形文化財の公開及び当該公開に係る県登録有形文化財の管理に関し、必要な指導又は助言をすることができる。

2 県は、県登録有形文化財の所有者がその所有に係る県登録有形文化財を公開する場合には、その公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

(現状等の報告)

第十七条の十 知事は、必要があると認めるときは、県登録有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該県登録有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う登録証の引渡し)

第十七条の十一 県登録有形文化財の所有者が変更したときは、旧所有者は、当該県登録有形文化財の引渡しと同時にその登録証を新所有者に引き渡さなければならない。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 無形文化財

第三章中第十八条の前に次の節名を付する。

第一節 県指定無形文化財

第十八条第三項中「よる指定」の下に「及び前項の規定による認定」を加え、「認定しようとする」を「認定する」に、「あつては」を「あつては、」に改め、同条第四項中「認定するに」を「第二項の規定による認定をするに」に、「を保持者又は保持団体として追加認定する」を「について追加して当該認定をする」に改め、同条第五項を削る。

第二十一条第二項中「この章」を「この節」に改める。

第二十二条第二項中「前項の規定による」を削り、「及びその記録の」を「の保持者又は保持団体が県指定無形文化財を公開する場合及び県指定無形文化財の記録の所有者がその記録を公開する場合には、その」に改める。

第三章に次の一節を加える。

第二節 県登録無形文化財

(登録)

第二十三条の六 知事は、県指定無形文化財以外の無形文化財（法第七十六条の七第一項の規定による登録又は法第八十二条第二項に基づく市町村の条例の規定による指定を受けているものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを愛知県登録無形文化財（以下「県登録無形文化財」という。）として登録することができる。

2 知事は、前項の規定による登録をするに当たっては、当該県登録無形文化財の保持者又は保

持団体を認定しなければならない。

- 3 第一項の規定による登録及び前項の規定による認定は、その旨を県公報で告示するとともに、当該県登録無形文化財の保持者又は保持団体として認定するもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知して行う。
- 4 知事は、第一項の規定による登録をした後においても、当該県登録無形文化財の保持者又は保持団体として第二項の規定による認定をするに足りるものがあると認めるときは、そのものについて追加して当該認定をすることができる。

（抹消等）

第二十三条の七 知事は、県登録無形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の理由があるときは、その登録を抹消することができる。

- 2 知事は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の理由があるときは、その認定を解除することができる。
- 3 第一項の規定による登録の抹消又は前項の規定による認定の解除は、その旨を県公報で告示するとともに、当該県登録無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知して行う。
- 4 県登録無形文化財について、法第七十一条第一項の規定による重要無形文化財の指定、法第七十六条の七第一項の規定による登録若しくは法第八十二条第二項に基づく市町村の条例の規定による指定があつたとき又は知事が第十八条第一項の規定により県指定無形文化財に指定したときは、当該県登録無形文化財の登録は、抹消されたものとする。
- 5 前項の場合には、知事は、その旨を県公報で告示するとともに、当該県登録無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。
- 6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、県登録無形文化財の登録は抹消されたものとする。この場合には、知事は、その旨を県公報で告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第二十三条の八 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他規則で定める理由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について、同様とする。

（保存）

第二十三条の九 知事は、県登録無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、県登録無

形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

- 2 県は、県登録無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることが適当と認められる者（以下この節において「保持者等」という。）に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

（公開）

第二十三条の十 知事は、県登録無形文化財の保持者又は保持団体に対しては県登録無形文化財の公開に関して、県登録無形文化財の記録の所有者に対してはその記録の公開に関して、必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 県は、県登録無形文化財の保持者又は保持団体が県登録無形文化財を公開する場合及び県登録無形文化財の記録の所有者がその記録を公開する場合には、その公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

（保存に関する指導又は助言）

第二十三条の十一 知事は、県登録無形文化財の保持者等に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 民俗文化財

第四章中第二十四条の前に次の節名を付する。

第一節 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財

第二十八条の二第二項を次のように改める。

- 2 県は、県指定無形民俗文化財の記録の所有者がその記録を公開する場合には、その公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

第二十八条の六の見出しを削り、同条中「県指定無形民俗文化財」の下に「及び県登録無形民俗文化財」を加え、第四章中同条を第二十八条の十二とし、第二十八条の五の次に次の一節及び節名を加える。

第二節 県登録有形民俗文化財及び県登録無形民俗文化財

（県登録有形民俗文化財）

第二十八条の六 知事は、県指定有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財（法第九十条第一項の規定による登録又は法第八十二条第二項に基づき市町村の条例の規定による指定を受けているものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを愛知県登録有形民俗文化財（以下「県登録有形民俗文化財」という。）として登録することができる。

- 2 第十七条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定による登録について準用する。
- 3 第十七条の三から第十七条の十一までの規定は、県登録有形民俗文化財について準用する。

この場合において、第十七条の三第三項中「第二十七条第一項」とあるのは「第七十八条第一項」と、「重要文化財」とあるのは「重要有形民俗文化財」と、「第五十七条第一項」とあるのは「第九十条第一項」と、「第四条第一項」とあるのは「第二十四条第一項」と、「県指定有形文化財」とあるのは「県指定有形民俗文化財」と、第十七条の七第一項ただし書中「維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合」とあるのは「規則で定める場合」と読み替えるものとする。

(無形の民俗文化財の登録)

第二十八条の七 知事は、県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財（法第九十条の五第一項の規定による登録又は法第八十二条第二項に基づき市町村の条例の規定による指定を受けているものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを愛知県登録無形民俗文化財（以下「県登録無形民俗文化財」という。）として登録することができる。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による登録について準用する。

(県登録無形民俗文化財の登録の抹消)

第二十八条の八 知事は、県登録無形民俗文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の理由があるときは、その登録を抹消することができる。

2 前項の規定による登録の抹消は、その旨を県公報に告示して行う。

3 県登録無形民俗文化財について、法第七十八条第一項の規定による重要無形民俗文化財の指定、法第九十条の五第一項の規定による登録若しくは法第八十二条第二項に基づき市町村の条例の規定による指定があつたとき又は知事が第二十四条第一項の規定により県指定無形民俗文化財に指定したときは、当該県登録無形民俗文化財の登録は、抹消されたものとする。

4 前項の場合には、知事は、その旨を県公報で告示しなければならない。

(県登録無形民俗文化財の保存)

第二十八条の九 知事は、県登録無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県登録無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

2 県は、県登録無形民俗文化財の保存に当たることが適当と認められる者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

(県登録無形民俗文化財の記録の公開)

第二十八条の十 知事は、県登録無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開に関して必要な指導又は助言をすることができる。

2 県は、県登録無形民俗文化財の記録の所有者がその記録を公開する場合には、その公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

(県登録無形民俗文化財の保存に関する指導又は助言)

第二十八条の十一 知事は、第二十八条の九第二項に規定する者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第三節 県指定無形民俗文化財及び県登録無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財
第五章の章名を次のように改める。

第五章 史跡名勝天然記念物

第五章中第二十九条の前に次の節名を付する。

第一節 県指定史跡名勝天然記念物

第三十二条中「第三十四条」を「第三十三条の七」に、「この章」を「この節」に改める。

第五章中第三十四条を第三十三条の七とし、同条の次に次の一節を加える。

第二節 県登録記念物

(登録)

第三十三条の八 知事は、県指定史跡名勝天然記念物以外の記念物（法第百三十二条第一項の規定による登録又は法第百八十二条第二項に基づく市町村の条例の規定による指定を受けているものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを愛知県登録記念物（以下「県登録記念物」という。）として登録することができる。

2 第十七条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定による登録について準用する。

(準用)

第三十四条 第十七条の三第一項から第四項まで、第十七条の四、第十七条の五、第十七条の七から第十七条の十まで及び第三十二条の規定は、県登録記念物について準用する。この場合において、第十七条の三第三項中「第二十七条第一項」とあるのは「第百九条第一項」と、「重要文化財」とあるのは「史跡、名勝若しくは天然記念物」と、「第五十七条第一項」とあるのは「第百三十二条第一項」と、「第四条第一項」とあるのは「第二十九条第一項」と、「県指定有形文化財」とあるのは「愛知県指定史跡、愛知県指定名勝若しくは愛知県指定天然記念物」と、第三十二条中「第三十三条の七」とあるのは「第三十四条」と、「第六条第二項」とあるのは「第十七条の四第二項」と読み替えるものとする。

第三十四条の二第四項中「から第五項まで」を「及び第四項」に改める。

第三十四条の八中第十三号を第二十三号とし、第十二号を第二十二号とし、第十一号を第十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十 県登録記念物の登録及びその登録の抹消

二十一 県登録記念物について法第百三十二条第一項の規定による登録をすることの提案

第三十四条の八第十号を同条第十八号とし、同条第九号中「県指定無形民俗文化財」の下に「及び県登録無形民俗文化財」を加え、同号を同条第十七号とし、同条第八号を同条第十三号とし、同号の次に次の三号を加える。

十四 県登録有形民俗文化財又は県登録無形民俗文化財の登録及びその登録の抹消

十五 県登録有形民俗文化財について法第九十条第一項の規定による登録をすることの提案

十六 県登録無形民俗文化財について法第九十条の五第一項の規定による登録をすることの提案

第三十四条の八中第七号を第十二号とし、第六号を第十一号とし、第五号を第七号とし、同号の次に次の三号を加える。

八 県登録無形文化財の登録及びその登録の抹消

九 県登録無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除

十 県登録無形文化財について法第七十六条の七第一項の規定による登録をすることの提案

第三十四条の八中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 県登録有形文化財の登録及びその登録の抹消

四 県登録有形文化財について法第五十七条第一項の規定による登録をすることの提案

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

愛知県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第八号

愛知県環境影響評価条例の一部を改正する条例

愛知県環境影響評価条例（平成十年愛知県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四十一条に次の一項を加える。

2 第二章の二の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十二條の三第一項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第二十二條の二第二項第四号の整備（同法第二十一條第六項に規定する県の基準に基づき定められた同条第五項第二号に規定する促進区域内において行うものに限る。）については、適用しない。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

愛知県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第九号

愛知県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例

愛知県地球温暖化対策推進条例（平成三十年愛知県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第六十一条」を「第六十五条」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

愛知県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十号

愛知県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

愛知県社会福祉審議会条例（平成十二年愛知県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「第七十七条第四項」を「第七十二条第四項」に改める。

第五条第六項中「第七十七条第四項各号」を「第七十二条第四項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成二十七年愛知県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次の一項を加える。

四 知事	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務に準じて外国人に対して行う事務であつて規則で定めるもの
------	--

別表第二に次の一項を加える。

三 知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務に準じて外国人に対して行う事務であつて規則で定めるもの	法別表第二の二十六の項の第四欄に掲げる特定個人情報
------	--	---------------------------

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

愛知県医療療育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十二号

愛知県医療療育センター条例の一部を改正する条例

愛知県医療療育センター条例（平成三十年愛知県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第五愛知県医療療育総合センターの項中「第二十九条第三項第一号の厚生労働大臣」を「第二十九条第三項第一号の主務大臣」に、「第二十四条の二第二項第一号の厚生労働大臣」を「第二十四条の二第二項第一号の内閣総理大臣」に改め、同表愛知県青い鳥医療療育センター及び愛知県三河青い鳥医療療育センターの項中「第二十九条第三項第一号の厚生労働大臣」を「第二十九条第三項第一号の主務大臣」に、「第二十一条の五の三第二項第一号の厚生労働大臣」を「第二十一条の五の三第二項第一号の内閣総理大臣」に、「第二十四条の二第二項第一号の厚生労働大臣」を「第二十四条の二第二項第一号の内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十三号

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成十八年愛知県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号イ中「第十条第十号ただし書」を「第十条第十二号ただし書」に改める。

第十条中第十一号を第十三号とし、第八号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に

次の二号を加える。

八 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を行行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。

九 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を行行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号に定める所在の確認（子どもの降車の際におけるものに限る。）を行うこと。

附 則

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 改正後の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第十条第九号に規定する自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備えることにつき困難な事情がある場合における同号の規定の適用については、令和六年三月三十一日まで同号中「当該自動車にブザー」とあるのは「ブザー」と、「を備え、これを用いて」とあるのは「の設置及び使用に代わる措置を講じて」とする。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十四号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年愛知県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第七条中「厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令」を「厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令」に改める。

附則第三項中「乳児四人以上を入所させる保育所の」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する保健師又は看護師を配置し、かつ、当該保健師又は看護師が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、公布の日から施

行する。

愛知県看護修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十五号

愛知県看護修学資金貸与条例の一部を改正する条例

愛知県看護修学資金貸与条例（昭和三十七年愛知県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号イ(5)中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同号イ(7)中「第二十一条第二項第一号」を「第二十四条第二項第一号」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十六号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和四十五年愛知県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「第二十九条」を「第三十一条第二項」に、「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する

愛知県ふぐ取扱規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十七号

愛知県ふぐ取扱規制条例の一部を改正する条例

愛知県ふぐ取扱規制条例（昭和三十二年愛知県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「免許は」の下に「、学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であつて」を加え、「者に」を「ものに」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にされた改正前の愛知県ふぐ取扱規程条例第五条第一項のふぐ処理師の免許の申請であつて、この条例の施行の際、免許又は免許の拒否の処分がされていないものについての免許又は免許の拒否の処分については、なお従前の例による。
- 3 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は規則で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、改正後の愛知県ふぐ取扱規程条例第五条第一項の規定の適用については、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者とみなす。

愛知県国際展示場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十八号

愛知県国際展示場条例の一部を改正する条例

愛知県国際展示場条例（平成二十八年愛知県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（指定管理者が収受する利用料金）

第四条の二 知事は、第七条の規定により知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に、第三条第一項の展示場の利用（第八条第一項の規定により設定された公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「法」という。）第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）に係る施設の利用を除く。）に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の場合においては、第三条第一項の許可を受けた者は、当該利用料金を指定管理者に納付しなければならない。この場合においては、前条第一項及び第八条第二項の規定は、適用しない。
- 3 指定管理者が収受する利用料金の額は、別表に定める使用料の額に相当する額に一・三を乗じて得た額を上限として指定管理者が定める額（空気調和設備を利用するために電力、ガス又は水道を使用する場合を除き、展示ホールの電力、ガス若しくは水道又は駐車場・屋外展示等用地の電力若しくは水道を使用する場合にあつては、その額に実費を勘案して指定管理者が定める額を加算した額）とする。この場合における同表の規定の適用については、同表中「知事が定める時間帯」とあるのは、「指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯」とする。
- 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、知事の承認を受け

なければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

- 5 知事は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を公告しなければならない。
- 6 納付された利用料金は、選付しない。ただし、指定管理者は、必要があると認める場合は、納付された利用料金の全部又は一部を選付することができる。
- 7 指定管理者は、必要があると認める場合は、利用料金の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。

第七条中「、次条第一項の規定により展示場の運営等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「法」という。）第二条第六項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権（同条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定する場合には」及び「（以下「指定管理者」という。）」を削り、同条に次の一号を加える。

六 その他展示場の施設（次条第一項の規定により設定された公共施設等運営権に係る施設を除く。）を維持管理し、及び運営すること。

第八条第一項中「運営等」の下に「（法第二条第六項に規定する運営等をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「の利用」の下に「（前項の規定により設定された公共施設等運営権に係る施設の利用に限る。）」を加え、「同項」を「同条第一項」に改め、「第四条第一項」の下に「及び第四条の二第二項」を加える。

第十三条第三項を次のように改める。

- 3 第四条の二第六項及び第七項の規定は、公共施設等運営権者が收受する利用料金について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「公共施設等運営権者」と読み替えるものとする。

第十三条第四項を削る。

別表中「第四条」の下に「、第四条の二」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県港湾管理条例及び愛知県入港料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十九号

愛知県港湾管理条例及び愛知県入港料条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「六月」を「一年」に改める。

- 1 愛知県港湾管理条例（昭和二十九年愛知県条例第四十四号）附則第四項

一 愛知県入港料条例（昭和五十二年愛知県条例第二号）附則第四項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第二十号

愛知県県営住宅条例の一部を改正する条例

愛知県県営住宅条例（昭和二十八年愛知県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一夏焼住宅の項及び下田住宅の項を削る。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第二十一号

愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例

愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例（昭和四十六年愛知県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二愛知県口論義運動公園の項中

第一 庭 球 場	一コート 二時間に つき	三、九〇〇
	一コート 四時間に つき	七、八〇〇
	一コート 八時間に つき	一一、九〇〇
第二 庭 球 場	一コート 二時間に つき	六〇〇
	一コート 四時間に つき	一、二〇〇
	一コート 八時間に つき	一、八〇〇
	一コート 二時間に つき	六〇〇

を

庭 球 場	一コート 四時間に つき	一、二〇〇	に改める。
	一コート 八時間に つき	一、八〇〇	

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

愛知県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第二十二号

愛知県立学校条例の一部を改正する条例

愛知県立学校条例（昭和三十九年愛知県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一愛知県立旭丘高等学校の項及び愛知県立瑞陵高等学校の項中「全日制課程
定時制課程」を「全日
制課程」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

